

【質問内容・大綱 3 点】

1. 災害に強い通信システムと燃料等防災備蓄体制について
 - ・ 災害に強い通信システムの構築
 - ・ 防災上重要エリアの基地局配備基準の明確化と各通信事業者との協議の必要性
 - ・ 行政からの通信業者への働きかけ
 - ・ 様々な通信技術を組み合わせた最先端の防災警報システムの構築
 - ・ 災害対応型給油所の太陽光発電装置導入・緊急用手回し給油機の補助制度設立
 - ・ 災害対応型給油所の計画的配置の検討
 - ・ 緊急車両等の燃料優先供給体制の整備
 - ・ 指定避難所に発電機、燃料、プロパンガスを設備する義務の提言
2. 丘陵団地の宅地被害対策について
 - ・ 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業の国費負担の拡充と、採択要件を大幅に緩和する新たな制度の創設
 - ・ 宅地被害に対する資金的な支援策の提言
 - ・ 補助金や義援金による生活再建制度における県独自の救済支援の必要性
 - ・ 宅地復旧事業のための県独自の補助制度
 - ・ 寄附金を活用した県独自の復旧事業
 - ・ 公共事業に採択されない個別の宅地復旧事業
3. 将来を見据えた復興のあり方について
 - ・ 今後の復興策と富県戦略
 - ・ 仙台空港の国際貨物空港ハブ化の提言
 - ・ 国際大会や会議などの世界的イベントの誘致と実現

【前段】

この度の東日本大震災において、お亡くなりになられた方々に哀悼の意を表しますとともに、被災された県民の皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

未曾有の惨事となったこの大震災が私たちにもたらしてくれたものがあるとするれば、家族や仲間、地域、全国のみならず世界との「絆」の再認識であります。

そして、被災をうけても冷静にお互いを支えあう姿が各国から日本という国の素晴らしさを評価させることとなりました。

しかし、原発における対応が日本の評価を改めたと言います。そして、これこそが私たちがこれまで先送りにしながら抱えてきた、向き合わねばならない大きな問題を浮き彫りにしたのだと考えます。一連の原発対応とその経過で私たちが感じたのは、パフォーマンスとしか受けとられない首相の行動。大企業病になっている縦割りの官民組織。官民癒着ともいえるエネルギー業界にみられた利権構造と市場経済の封鎖性。当事者である政府や企業の情報管理と公開のあり方。

その現実の中で被災地のすべての人々が、やるせない悲しみ、将来への不安、震える怒りを抑えながら、無くした家族、仲間、ふるさとの再生への想いを胸に、決して心は折れまいと自らで立ち上がり、お互いに支えあいながら毎日を過ごしているのです。たくさんの尊い命、大きな犠牲を払った私たちには、これからの復興の道への覚悟があります。この震災からの復興がこれらの問題を克服していく絶好の機会でもあり、被災地からの必死の復興が日本人としての誇りとなり、新しい宮城・東北がこの国の未来を牽引する地域となるよう行動しなければならないと考えます。

復興作業のスピードに大きな支障となっているのが権限と財源が地方の現場にないことでもあります。各地域の自治体職員皆さまが現場の最前線で毎日懸命に頑張っております。様々よせられる要望に対し、自らの自治体だけではそのことへ対応できる財源と権限がないことに、歯がゆく、悔しい思いをしながら、遅々として進まぬ復興。その対応できない理由を述べている姿をこれ以上見過ごすわけにはまいりません。地方への権限と財源の移譲の問題は地方分権の議論から長年続く問題であり、依然として進まない問題であります。この震災を機に、国へさらなる働きかけ、声を地方議会からあげていかねばなりません。しかし、その求める先、国で何が起きているかといえば、進まぬ復興への対応、そのメドが全く見えてこないから出された内閣不信任。「ある一定のメドをつけるまで」という言葉がなぜ退陣時期の理由になるのか。副大臣・政務官が出した辞表は不信任が否決された翌日には撤回。これには言葉もありません。

津波によりなくなった街。積み上げられたがれき。家族、家、仕事をなくしてもそれでも毎日を懸命に過ごす人々。この3カ月を見て、政治家である前に、人として何を感じてとっていたのか。700人を超える国会議員、数万人の国家官僚から構成される国の行政組織、

そのトップである首相と閣僚にはその責任の重さをしっかりと認識していただきたいですが、政局にしか映らない国会の動きは、私たちからは別の国のことにしか見えません。もっと今この時に真摯に向き合っていただきたい。

本議会からも一刻も早い2次補正予算の成立も含め、国へのしっかりとした意思表示が求められております。そして、国に対する私たちの明確な意思として、本議会は通年開催を視野に入れ、国にさらなる迅速な対応を求めていかねばなりません。

本来であれば、私たち議員は今年の4月には改選期を迎えるはずでした。私たちが今、この議場の席に座り、歴史的災害の最大被災地、宮城県の県会議員であることには、大きな意味と責任があります。

私たちは日々たくさんの方々とお会いします。そして、たくさんのお仕事、生活の現場に赴きます。この度の震災の各現場でも、政治がしっかり支えなければならない現場を目の当たりにすることもあれば、逆に勇気と元気をもらう現場もありました。そうしたものを、自らの血、そして、肉として、宮城県政にしっかりと反映させるべく、県民の代表として議会で声をあげ、覚悟と志をもって行動していくことが私たち議員の大きな責務あります。

また、たくさんの方々とお会いするからこそ、この復興で自らの力で立ち上がろうとする一人でも多くの人や組織、その「自助の姿」をしっかりと支え、立ち上がる皆さまを地域や組織の間でつなぐ「共助の姿」をつくる重要な役割があります。そのような日々の活動があれば、復興策について検討している様々な会議や組織が国や本県にもありますが、本議会は何よりも県民の全ての思いと願いを背負った叡智の結集の場であり、行政においてサポートする様々な施策、自助、共助それぞれに対する明確な公助をつくる場であるはずで、元に戻すのではなく、日本の未来を牽引するあらたなる宮城県、その価値創造へ。次の世代に託す宮城のために、議会人として、政治家として復興サイクルの潤滑油になることをここに旨とし、以降、大綱3点についてお伺いしてまいります。

[大綱 1 災害に強い通信システムと燃料等防災備蓄体制について]

大震災発災後、迅速な人命救助・復旧対応を阻害した要因に挙げられるのは、大きく 2 つ挙げられます。

一つ目は、携帯電話、固定電話、防災無線、衛星通信などがいずれも通じない、あるいは極度に通じにくくなった通信手段の不全。

二つ目は、緊急車両や公用車や作業車など災害復旧作業に対応する移動車両の燃料。そして、避難所や復旧現場など光熱源確保の非常用発電のための燃料。ガソリン、軽油、灯油、重油などの不足であります。

まずは、通信手段の不全についてであります。この度の災害で多くの犠牲者を出してしまった要因の一つに、停電により情報取得手段が制限され、津波の発生とその規模をタイムリーな状況で把握できた方が非常に少なかったことが挙げられます。大津波により防災無線が損壊、固定電話回線が約 100 万回線、携帯電話基地局は最大 1 万 4800 カ所で機能停止になり、さらに、電話網の発信制限がかかったからです。

それでも、日本全国で緊急放送された情報を携帯電話のワンセグや車のテレビ・ラジオなどから自らでつかみ、避難したことで救われた多くの命がありました。

また、着の身着のまま避難所に逃れた方々にも、貴重品の多くを自宅や職場に置いたままにしたため流されてしまったが、日常から身近に所持している携帯電話だけは持っていたという方もたくさんおりました。

この未曾有の大災害を見ると、通信手段が想定外の規模で途絶したことは、ある程度しかたのないことだったかもしれません。しかし、通信手段の不全の結果と多くの人々にとって携帯電話が日常生活の欠かせないものとしてあるということであらためて認識した事実を教訓として形にしていかなければなりません。

これだけ発達した技術をもつ日本。世界的に優れた通信インフラをもつ国として評価されてきた日本だからこそできる情報通信の改善です。これは、本県のこれからのみならず、今後予想される東海大地震などの国の防災対策に反映でき、政府に訴えていくことが我が県の重大な使命でもあると考えます。

質問 1 災害に強い通信システムの構築

今震災では、アクセスの集中により携帯電話が使用不可となりました。被災地・被災者との通信手段として携帯電話が普段通りに使用できたなら、それによって救われた尊い命があったかもしれません。携帯基地局やその非常用蓄電池、電波の制限、コストの問題等がありますが、二度と同じ悲劇を繰り返さないためにも、日本の科学技術を結集し、そのコスト負担を国、通信事業者、国民が分け合うことで、「命」を救うための災害に強い通信システムを構築すべきではないでしょうか。

答弁 1 (村井嘉浩知事)

携帯電話は、県民生活や経済活動に不可欠な情報基盤であるほか、災害時等に緊急情報、安否情報等を伝達する重要な通信手段であると考えております。

このたびの震災で携帯電話がつながらなくなった主な原因として、基地局等の被災、電源の喪失、通信料の集中に伴う通信規制が挙げられております。このため、携帯電話事業者においては、通信整備の耐震補強や回線の多重化、主要な基地局の無停電化等を図るほか、効率的な回線の利用、携帯メール等でも使われているパケット通信の活用を推進するなどの対策を講ずることとしております。

また、総務省は、ことし 4 月、大規模災害等緊急事態における通信確保のあり方に関する検討会を設置し、検討を始めたところであります。

質問 2 防災上重要エリアの基地局配備基準の明確化と各通信事業者との協議の必要性

それぞれの通信事業者において、今回の大震災により、新たな災害対策の基本的な考え方が示されておりますが、人口密集地及び行政機関の所在地など、防災上重要エリアの基地局配備の基準を政策として定め、義務付けを行うとともに、被災エリアの迅速な通信確保のための移動基地局車や可搬型携帯基地局の配備等を、都道府県が各通信事業者と協議しておく必要があるのではないのでしょうか。

答弁 2 (今野純一総務部長)

今回の震災を受けて、一部の通信事業者においては、重要エリアや被災エリアの通信確保のための対策を打ち出しております。災害時の情報通信の確保は最重要課題でありますので、すべての通信事業者においてその対策が講じられるよう、国及び通信事業者に要望してまいります。

また、被災エリアへの移動基地局車などについては、今回の震災においても、通信事業者に要請をいたしまして、配備していただいております。今後はこれらの対応が迅速かつ円滑に進むよう、各通信事業者との協議をしてまいりたいと考えております。

質問 3 行政からの通信業者への働きかけ

震災以前から、携帯電話が地震の際、使用不可になるという認識を、我々は持っておりました。しかし、震災を機に、この認識を変えていくことが、政治行政と通信事業者の役割だと思います。こういう時であるからこそ、国民からも理解が得られやすいと思いますので、都道府県としても、義務づけも含めた、積極的な通信事業者への働きかけをしていただきたいと思います。再度知事の見解をお聞かせください。

答弁 3 (村井嘉浩知事)

すべてを通信事業者任せにするのではなく、行政も一定の役割を果たしていくべきであるというご提案だととらえました。全くその通りだと思いますので、我々も、しっかりと通信事業者、総務省、国の方とも協議を進め、携帯電話といったようなツールが災害時に有効に活用できるようにしてまいりたいと思っております。

質問 4 様々な通信技術を組み合わせた最先端の防災警報システムの構築

本県沿岸部すべての自治体で備えていた防災行政無線システムは、大津波により、利府町、松島町を除く 12 の自治体で使えなくなりました。防災行政無線の早期復旧を各自治体で取り組む必要があります。そして、更なる強化対策として大地震や大津波のみならず、弾道ミサイルや大規模テロなどの有事、あらゆる危機管理への対応として、全国瞬時警報システム（Jアラート）の導入を視野に入れた整備を行うべきであります。全国瞬時警報システムは政府が発信した緊急情報を、人工衛星を経由して自治体が受信機で受け取り、自動で防災行政無線を通じ放送するシステムであります。当然、その特性上受け手が屋内にいる場合など伝達されない恐れもあることから、さらなる複合強化策として、携帯電話のメール配信やコミュニティFM、ワンセグ放送を通じた伝達など、他の伝達経路を併用し、様々な通信技術を組み合わせた最先端の防災警報システムを、この宮城の地で構築すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

答弁 4（今野純一総務部長）

災害時における住民への防災情報の伝達手段の確保は、大変重要な課題でございます。今回の震災を踏まえて、多様な情報伝達経路の確保や通信技術を組み合わせた防災システムの導入については、各自治体における更なる危機管理能力や災害対応力の強化につながると思います。今後構築に向けて国への要望も含めまして、積極的に検討を進めてまいりたいと考えております。

質問 5 災害対応型給油所の太陽光発電装置導入・緊急用手回し給油機の補助制度設立

阪神・淡路大震災や新潟県中越地震の後も、災害時の給油機能を維持する自家発電装置や太陽光発電装置をはじめ、地域住民に生活用水を供給する貯水設備などを備えた災害対応型給油所の普及が議論され、補助事業も行われてきました。しかし、現況は石油組合や石油販売事業者の経営悪化により、防災の優先度の低下、セルフスタンドの増加に伴うアルバイト中心の営業体制など、防災教育が行き届かないことなどを理由にあまり進展しておりません。

そこで、各事業者の初期投資の負担を減らすためにも、国が行うこととしている災害対応型給油所普及事業の後継事業に上乘し、みやぎ環境税財源による災害対応型給油所の太陽光発電装置導入の大幅な補助制度の新設や、みやぎ発展税財源による本県独自の補助制度として、緊急用手回し給油機の補助制度を提案いたします。いかがでしょうか。

答弁 5 (河端章好経済商工観光部長)

今回の震災直後には、車両用ガソリンや暖房用燃料の流通に多大な支障が生じたことから、避難所を初め多くの県民の皆様が不便な生活を強いられたほか、企業活動にも深刻な影響が生じました。

県といたしましては、直ちに燃料供給対策チームを立ち上げ、関係業界や国、自衛隊と連携しながら対応を行ったところですが、災害発生時には燃料確保と円滑な流通の維持が必要不可欠であると改めて認識したところであります。

御提言のありました、みやぎ環境税やみやぎ発展税を活用した我が県独自の補助制度の創設につきましては、まずは国に対して更なる支援制度の拡充を求めてまいりますとともに、県といたしましても検討を進めてまいります。

質問 6 災害対応型給油所の計画的配置の検討

これまでは石油組合や石油販売事業所の自助努力により、災害対応型給油所の設置が進められておりましたが、行政主導による防災という観点からの計画的配置も検討する必要があるのではないのでしょうか。

答弁 6 (河端章好経済商工観光部長)

大規模災害時には、燃料不足により、県民生活などへの深刻な影響の発生が見込まれることから、その影響を最小限に食いとめるため、あらゆる備えをすることが肝要でございます。

御提言のありました災害対応型給油所の計画的配置につきましては、その有効な手段の一つであると考えられます。したがって、既に国に対して問題提起をいたしておりますが、今後、国や業界、関係機関と連携しながら検討を進めてまいります。

質問 7 緊急車両等の燃料優先供給体制の整備

災害時の初期段階には、緊急車両や作業車などへの安定した給油が求められます。しかし、ガソリンスタンドの対応を振り返ると、緊急車両への燃料を確保したところ、優先的に給油はしたが確保にまでは至らなかったところ、優先的な給油も確保も全く行わなかったところなど、その対応はまちまちでありました。これらの情報を整理することは、行政機関のみならず民間にとっても大きなメリットになりますし、スタンド側としても対応速度と意識の改善につながります。災害時における緊急車両等の燃料優先供給体制を石油組合と石油販売事業者との協働で整備すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

答弁 7 (河端章好経済商工観光部長)

県では、宮城県石油商業協同組合との間で、大規模災害発生時における緊急車両への優先的な給油等を内容とする協定を締結しており、今回の震災においてもご協力をいただいたところであります。

しかしながら、今回の震災は地震と津波による被害が甚大で、石油精製・供給施設やタンクローリーが被災するなど、燃料の供給体制全般が大きな被害を受けたため、供給量自体が不足するなど、多くの課題が浮き彫りになりました。

大規模災害時には、小売部門である宮城県石油商業協同組合や事業者との連携のみでは対応が困難であると考えております。このため、今後は、燃料の流通経路全体が円滑に機能するよう、国、関係機関と連携し、必要な体制整備に努めてまいります。

質問 8 指定避難所に発電機、燃料、プロパンガスを設備する義務の提言

私は今回の震災で、居住地域のリーダーの一人として、避難所運営を地域の皆さまや学校の先生方とともに、昼夜を問わず協力し合い行いました。ここでもやはり感じたのは深刻な燃料不足であります。そこで、指定避難所の学校施設等に、発電機やその燃料、プロパンガス設備の義務付けを図るべきであります。いかがでしょうか。

答弁 8 (今野純一総務部長)

今回の震災の初期では多くの地域でライフラインが途絶し、避難所では電気の確保が困難な状況にありました。こうしたことから、避難所における電気の確保が重要な課題であると認識をしております。避難所への発電機やその燃料、またプロパンガス設備の配備については、管理上の安全性の確保や二次災害発生の危険性等の難しい問題もございますが、可能なものから配備に努めてまいりたいと考えております。

[大綱 2 丘陵団地の宅地被害対策について]

この度の震災では、沿岸部だけでなく、内陸部の被害も深刻であります。仙台市でも丘陵団地を中心に、地滑りによる家屋の倒壊や敷地に大きな穴があくなどの地盤の崩落、擁壁や道路などに多大な被害が相次ぎました。その数は太白区緑ヶ丘地区や青葉区折立地区をはじめ市内 31 カ所の約 2100 戸に及び、震災から 3 カ月たった今も危険な状況が続いております。

こうした丘陵団地は 1960 年代前後に山を削って盛り土した土地で、その造成時期からも居住するのは高齢層の方が多いのも特徴であります。宅地造成復旧に係る経費は一戸あたり 1000 万以上と言われており、自力での住宅再建が図られることは難しいのが現状で、国、県、市町村の三者一体でのサポートのスキームが必要となります。

また、罹災証明は家屋の被害状況に応じて発行されるため、宅地被害は対象外であります。このため、宅地がいつ崩れるか分からない状態で、各種支援を受けられずにいる人もおります。

質問 9 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業の国費負担の拡充と、採択要件を大幅に緩和する新たな制度の創設

今回の大震災による津波被害者の住宅再建に対して、負担軽減を検討しておりますが、地滑り・地盤崩落により宅地被害にあった方々に対しても、同様の負担軽減が行われるようにしていくべきであると考えます。そこで、宅地の復旧・再整備に要する大規模盛土造成地滑動崩落防止事業の国費負担の拡充と、被害の対象面積や戸数などの採択要件を大幅に緩和する新たな制度の創設を国に強く働きかけることを求めますが、いかがでしょうか。

答弁 9 (橋本潔土木部長)

大規模盛土造成地滑動崩落防止事業は、新潟県中越地震後に創設され、大規模な宅地被害を防止し、復旧を進めるための事業であります。国に対して、現行 4 分の 1 の交付率のかさ上げと造成盛り土面積や対象住宅戸数等の要件の緩和による、交付対象の拡大を既に要望しております。

また、宅地被害が多い仙台市では、現在、被災団地の地質調査を行い、その対策をまとめているところであります。県といたしましては、その結果を踏まえ、仙台市と連携し、この事業の制度改正を国に強く要望してまいります。

質問 10 宅地被害に対する資金的な支援策の提言

現在の被災者生活再建支援制度や災害援護資金制度においては、個人の所有する資産のうち家屋の住宅被害を基準とする内容となっておりますが、宅地被害についても家屋住宅被害同様に資金的な支援策を講じるべきであると考えますが、いかがでしょうか。

答弁 10 (村井嘉浩知事)

この制度は、住家が全壊又は大規模半壊の被害を受けた被災者の生活再建に向けての支援を目的としておりますことから、宅地の被害への支援は対象となっております。したがって、この制度に宅地被害を含めることについては、被災者生活再建支援基金の出資者の合意のため、全国知事会での議論が必要であり、今後の検討課題になるものと思います。私からも、そのような発言をしてみたいと思います。

質問 11 補助金や義援金による生活再建制度における県独自の救済支援の必要性

宅地復旧には所有者の費用負担があまりにも多いため、住宅再建、生活再建が一向に進んでおりません。そこで、多くの国民、企業、団体から頂いた寄附金による復旧復興事業としての補助金や、義援金による生活再建制度の中で、県独自の救済支援も必要であると考えますが、いかがでしょうか。

答弁 11 (橋本潔土木部長)

被災した宅地の復旧においては、大規模盛土造成滑動崩落防止事業のほかに、市町村が事業主体となる災害関連地域防災がけ崩れ対策事業があります。この事業は、自然斜面を対象としておりますが、宅地擁壁等にも適用できるよう、採択要件の緩和を県としても国へ強く働きかけていきます。

寄附金等を活用した宅地被害の復旧対策事業に対する救済支援については、宅地被害の多い仙台市が本来独自に検討するものと考えておりますので、ご理解願います。

質問 12 宅地復旧事業のための県独自の補助制度

宅地被害対策に対する部分で、大規模滑動崩落事業について、新潟県の例の御答弁がございました。私も新潟で調査を行いました。その際に出てきたのは、工事実施に当たって地元住民の負担軽減と早期復興を促進するために、防災区域の指定をして、事業を進めていったということです。この費用負担を見ると、当然先ほどのお話があるとおりの国の制度改正を求めていくことは非常に重要であります。

しかし、初めて認められたこの宅地復旧事業を見ると、約1億6千万かかっているうち、4分の1が柏崎市、そして、その4分の1を新潟中越地震復興基金、つまり県で負担をし、地元住民は4分の1の4千万円の負担ということになっております。宅地復旧事業の場合、県として、国の制度設計を求めていくことは当然重要ですが、県独自としてはどのような補助制度をお考えか、お聞かせ下さい。

答弁 12 (村井嘉治知事)

補助制度に関しては財源の問題もあり、使い勝手のいい基金ができれば、宅地復旧なども当然対象に入れていくべきだと私どもは考えております。ただ、今の時点で、まず基金がどうなるのか、一括交付金がどうなるのかがまだ見えない段階でございますので、現状においては、しっかりと検討するとはしか言えません。財源がしっかりと見通しがつきましたならば、当然のこととして考えていかなければならない問題であると考えております。

質問 13 寄附金を活用した県独自の復旧事業

国民、県民、企業団体から県にいただいた寄附金を、県独自の復旧・復興事業として予算計上することも一つの案だと思っております。相当の額をいただいていると思います。財源をいち早く確保して、それを宅地復旧事業に充てていくことも非常に大切だと思っております。それに対するお考えをお聞かせください。

答弁 13 (村井嘉治知事)

当然、選択肢の一つにはなりますが、やらなければいけないことが膨大にありますので、全体のバランスを考えながらよく検討してまいりたいと思います。

質問 14 公共事業に採択されない個別の宅地復旧事業

公共事業に採択されないような各区域において、各戸の宅地復旧工事費が 1 千万円近くかかるような部分が出てきております。これも新潟の先例を調査すると、公共事業に採択されない個別の宅地復旧工事が 81 件、4267 万 2 千円となり、約一件あたり 50 万円ではございますが、補助金を創設しております。こういった公共事業に採択されない個別の宅地復旧事業に対する県としてのお考えをお聞かせください。

答弁 14 (村井嘉浩知事)

まずは、財源を確保しなければなりません。残念ながら、県はもうほとんど何も残っていない状況でございます。したがって、今回の補正予算を組むだけで大変な状況ですので、まず財源の確保を最優先で今取り組んでおります。今、議員からいただいた御提言につきましても、しっかりと頭に入れながら対策を考えていきたいと考えております。

[大綱 3 将来を見据えた復興のあり方について]

この度の震災において、国の政治は大きな見直しを求められました。

今後総計 25 兆円ともいわれる復興への資金。その財源の拠出に様々な政策を大幅に変更もされます。それは被災地である私たちにとっては、大変感謝すべきことではあります。

しかし、同じ行政に携わる者として見過ごしていけないのは、平常時でも行き詰まりもみせていた現政権の様々な政策が震災と原発を理由にして、ほとんどが見直しであるかのように扱われているところです。政治生命をかけると言ってきていた数々の政策はなんだったのか。そこに理念はなかったのか。さらなる政治への大きな不信になりかねない元凶がここにあります。

質問 15 今後の復興策と富県戦略

知事におかれましては、この度の復興における基本方針とその施策は、知事自らが掲げた富県戦略へのさらなる肉づけ、その変わらぬ理念の延長と進化にこそ、県民はこれまで、そして、これからの宮城県政に信頼をよせるものであると考えますが、今後の復興策と富県戦略の位置づけについて知事のご所見をお伺いします。

答弁 15 (村井嘉浩知事)

県では、これまで製造業の集積、観光振興、農林水産業の競争力強化を柱とし、将来にわたってしっかりとした経済基盤を構築し、県経済の成長を目指す富県宮城の実現に戦略的に取り組んでまいりましたが、このたびの震災により、沿岸部を中心に壊滅的な被害を受けるなど、将来の経済成長が危惧されております。このため、今後の復興策は、震災からの復旧を行うだけにとどまらず、次代を担う新たな産業の集積・振興、グローバルな産業エリアの創出などの新たな観点を盛り込むなど、揺るぎない理念のもと、これまでの富県宮城の実現に向けた歩みを着実に将来につなぐとともに、更に発展させるものと位置づけてまいりたいと考えております。

質問 16 仙台空港の国際貨物空港ハブ化の提言

現在本県では、進企業誘致と産業集積の進行により、港湾、高速道路の整備に加え、コンテナやトレーラー物流規制における特区認可を受けるなど、物流体制の整備が進められております。海路・陸路の整備とともに進めていくべきは空路であり、仙台空港の国際貨物空港ハブ化を今後の中長期展開として提言いたします。

国際貨物空港の役割は現在、アジア圏においては、香港・上海・仁川の各空港が世界的シェアを占める位置にあり、日本では現在、24時間の物流貨物ハブ空港として関西国際空港が力を入れております。東アジアの急速な経済成長で貨物空港の需要は今後も見込まれるとともに、過密する羽田・成田の首都圏空港にかわる東日本地区の貨物空港として、代替地の役割を担える可能性を兼ね備えております。

また、港湾、高速道路網、鉄道貨物線路にいたるまで、様々な物流ネットワークとのさらなる連携強化も可能にさせる、日本でも屈指の戦略的な好立地にあると思います。そして、今後の製造業における産業集積のさらなる発展、復興策と合わせた次代を見据えた農水産物の海外戦略、その販路拡大等、今後の必要性和ポテンシャルは大変大きいものがあると考えます。

この度の震災で、私たちは日本のみならず世界から多くの支援物資をいただきました。この経験を本県がしっかりと形としてまとめあげれば、私たちが逆に支援する側に立った時の支援体制が確立し、大きな行政のソフトパワーが生まれます。

そして、それを整備した物流のハード面と掛け合わせた時に、日本のみならず世界にもない災害支援物資の物流一大拠点としての宮城県を、ソフトとハードの両面から作り上げることができます。これは、すべての支援していただいた方々へ何よりの恩返しになるのではないのでしょうか。今後の中長期を視野に入れた復興策として、この仙台空港の国際貨物空港のハブ化に対し、知事のご所見をお伺いします。

答弁 16 (村井嘉浩知事)

仙台空港は、東北の拠点空港として、国内外と東北地方との交流を支える重要な役割を担っていると認識しております。今回の東日本大震災におきましては、仙台空港が国内外からの救援物資を被災地へ配送するための輸送拠点として大変重要な役割を果たしたところでもあります。

今後の中長期の復興策においては、常磐自動車道や三陸縦貫自動車道など、高速交通網を利用した空港や港湾との連携による物流ネットワークの充実に加え、成長著しい東アジアとの物流を支える航空ネットワークの拡大を図るなど、国際物流拠点としての仙台空港のポテンシャルを高め、企業誘致や産業集積を目指していくことが重要であると考えております。このため、現在、九月末の完全復旧を目指している仙台空港につきましては、一日でも早い路線数や便数の回復を図り、東北の拠点空港として、宮城県のみならず東北全体の復興を支えてまいります。

質問 17 国際大会や会議などの世界的イベントの誘致と実現

私は、これから復興策を成し遂げた時、生活が豊かであり、安心でき、安全である、「再生した宮城県」をすべての県民に実感していただきたいことは当然のことではありますが、県民すべてがそれを証明するような形を、復興策に盛り込んでいただきたいと思います。それは国際大会や会議等、世界的イベントの誘致と実現です。都市開催という誘致の制約はありますが、例えば本県におけるオリンピックの開催を検討することとします。

復興のグランドデザイン、自然エネルギーの導入、環境に配慮した自然との共生の都市形成、そして、大きな犠牲をはらって得た教訓が作りあげた、強固で安全な世界的な模範モデルになる防災体制といった、これからの宮城のあり方をより効率的でスマートな運営で大会コンセプトに集約させます。宮城の持つ力で、オリンピックというエンターテイメントを全世界の人々に楽しんでいただき、お越しいただく全世界の方々に宮城の食材とサービスでもてなすことは、多くの県民にとって、復興の原動力となります。そして何より、実現できたときには復興の証として実感し、これまでの日本各地や世界からの支援に対する感謝の想いを、県民それぞれが自分なりに形にすることができます。これは県土の豊かさを再生させた、安心・安全の宮城が、そしてまた復興を成し遂げた私たちが発する世界への大きなメッセージとなることでしょう。この10年という道のりに、最後まで県民一丸となって取り組む姿勢として、復興の先を見据えた、国際大会や会議などの世界的イベントの誘致と実現に対して、知事のご所見をお伺いします。

答弁 17（村井嘉浩知事）

ふるさと宮城の復興までの道のりは決して平坦ではなく、その実現のためには、県をはじめ多くの県民やさまざまな主体が総力を結集し、一丸となって復興活動に取り組んでいかなければなりません。このようなことから、復興後における世界的なイベントなどの開催は、多くの県民がふるさとの復興の道のりを実感し、共有できる一つのシンボルとなり得るものと思われまます。また、このようなイベントの開催は、国内はもとより、世界中から多くの支援を受けた我が県にとっても、復興した姿を全世界に PR する意義もあるほか、県内のみならず東北地域全体にも波及する経済効果が見込まれます。そのため、県といたしましては、関係機関からの情報収集等に努め、国際大会などの世界的イベントの誘致に積極的に取り組んでまいります。